



2018 年度事業計画

公益財団法人 名古屋YWCA

名古屋市中区新栄町2丁目3番地

TEL: (052)961-7707 FAX: (052)961-7719

E-mail: office@nagoya-ywca.or.jp

＜事業の目的と概要＞

この法人は、キリスト教の基盤に立ち、女性及び青少年のリーダーシップを育て、持続可能な社会を創造し、すべての人にとっての正義と平和を実現することを目的とする。
(定款第3条、第4条より)

- (1) 女性及び青少年のリーダーシップを育成する事業
- (2) 個別相談等を通じて女性を支援する事業
- (3) 諸外国の言語及び文化を学習する機会を提供する事業
- (4) 日本語教師を養成する事業
- (5) 日本語学校を運営する事業
- (6) 不動産賃貸等事業
- (7) その他この法人の目的を達するために必要な事業

＜基本方針＞

キリスト教基盤に立ち、共に生きる平和な社会を実現する。

＜具体的計画＞

上記事業概要に則り委員会等を構成し、以下の通り事業を実施する。

はじめに

公益財団法人名古屋YWCAは、「キリスト教基盤に立ち、共に生きる平和な社会を実現する」という基本方針の下、今年度も5つの部門からなる公益目的事業とそれを支える収益事業を展開して行きます（左ページ参照）。

社会的に弱い立場におかれた人々への支援では、障がいを持つ方、高齢の方、路上生活を余儀なくされている方、個別に配慮が必要な子どもたち、日本に住む外国人生活者、外国人の子どもたちに寄り添いながら、共に歩みを進めて参ります。

また、女性が、安心して、生き生きと暮らせる社会を目指して、女性のためのカウンセリングの実施、女性への暴力をなくすための支援活動や啓発活動にも、力を注いでいきます。

語学講座や、日本語教師養成講座、日本語学校を通じて、国際的視野を広げ、国際相互理解と国際交流に貢献する人材養成に努めます。

さまざまな事業を運営する上で解決すべき課題は多々ありますが、事業の目的を明確化し、それに伴う具体的計画を立て、課題と対策を課しつつ、小さな歩みではありますが、着実に歩を勧め、持てる力を十二分に発揮して、社会に発信、貢献して行きたいと考えております。

マルティン・ルターは、次のように語っています。

「明日、世界が終るとしても、私は、今日、リンゴの木を植えよう」

この言葉のように、歩みを止めることなく、今年度も各事業の更なる飛躍を、目指していく所存です。

そして、何よりも私たちの歩みは、平和な社会に於いてこそ十全なものになることを再確認したいと思えます。

代表理事 馬上貴美子

I 女性及び青少年のリーダーシップを育成する事業

【目的】女性や青少年が、さまざまなボランティア活動に参画し、その活動プロセスを体験的に学習する過程を通して、社会において主体的に行動できる力と指導的役割を身につけ、社会に寄与できるリーダーシップを有する女性や青少年を育成する。

【課題と対策】

〈課題〉・ボランティア活動に興味のある初心者向けの参加しやすい活動が少ない。

- ・年代層に応じた情報発信が不十分である。
- ・会員の減少と高齢化により活動を主体的に担うボランティアが減少している。

〈対策〉・さまざまな状況にいる女性の力が発揮できる活動の場を増やすために、参加しやすいプログラムを実施する。

- ・さまざまな人がボランティア活動に参加しやすい仕組みを整える。
- ・活動への参加者・共感者を増やすために有効な情報を発信していく。
- ・YWCAのミッションを理解し、活動の「担い手」として主体的に関わるボランティアのリーダーシップを養成する。

1. 平和・人権・国際・環境等社会の課題についての学習及び普及啓発と人材養成事業

【目的】基本的人権が尊重され、平和な社会を創るための人材を養成する。

(1) 社会の課題解決のために働く人材を養成する事業

【目的】基本的人権の尊重や暴力のない社会の実現を目指し、講演会、学習会、語り合いの場等の活動の企画・運営・参加、他団体の行う学習会や集会への参加、署名等の協力をを行う活動を通してリーダーシップを養成する。

【具体的計画】

- ・キリスト教基盤についての例会や読書会、同じ基盤に立つYMCAとの合同祈祷週集会、クリスマス関連プログラムを実施する。
- ・天皇制問題についての取り組みを検討する。
- ・満蒙開拓を起点に過去の戦争の歴史に学び未来の平和につなげる活動を行う。
- ・社会情勢に応じて市民団体が実施する集会や学習会に参加する。
- ・女性、特にシングルマザーや少女たちの課題をと捉え、サロンや講演会等のイベントを実施する。
- ・人権や性に関する勉強会やプログラムを実施する。

(2) 被災者支援事業

【目的】災害発生時に弱い立場におかれがちな女性の視点に立ち、主に女性と子どものための支援を行う。また、これらの活動を通してリーダーシップを養成する。

【具体的計画】

- ・東日本大震災をきっかけに県外から名古屋市近隣に避難されている方々の交流の場を開く。
- ・福島県及び近隣に暮らす子どもと保護者のための保養プログラムを実施する。
- ・東日本大震災を風化させないためのチャリティイベントを実施する

- ・支援品の販売（ハート・ニット・プロジェクト*、福島YWCAへの協力、岩手、宮城県産品等）を行う。

*仮設住宅に暮らす女性たちの作るニット製品の製作と販売のためのプロジェクト

- ・日本YWCAのセカンドハウスの受け入れに協力する
- ・福島の実情を知るための学習会や講演会などを企画する。

2. 社会的に弱い立場におかれた人への支援事業

〔目的〕社会的に弱い立場に置かれた人々が、教育や社会参加や必要な支援を受けることを通して、それぞれの能力の向上をはかり、自立して生きて行く力を養うことを目的とする。

（1）視覚に障がいを持つ人の社会参加を促進する事業

〔目的〕視覚障がい者の文化的な質の向上に寄与する。

〔具体的計画〕

- ・活字をそのまま読めない方(※)のために録音図書を作成し読書支援をするとともに、個人からの音声訳依頼に応える。(※)視覚障がい者の他、学習障がい者、高齢者も含む
- ・美術展の鑑賞ツアーを実施するとともに、個人の希望に応え展覧会に同行する。
- ・視覚障がい者向けのプログラムを実施する美術館への協力をする。
- ・視覚障がい者向けプログラムの実施を美術館に働きかける。

（2）高齢者の福祉に資する事業

〔目的〕社会の高齢化に伴うさまざまな課題についての学習会、講演会等の啓発活動を行うと共に、個別相談を通して、高齢者自身が最後まで自分らしく生きることができるよう支援する。

〔具体的計画〕

- ・プチボランティア体験の場を提供する。
- ・当事者との出会いの場「〇〇かふえ」を実施する。
- ・毎月読書会と語り合いの会を実施する。

（3）路上生活の人びとを支援する事業

〔目的〕路上生活者に対する生活支援等を行う。

〔具体的計画〕

- ・週1回食事の提供と随時日用品の提供を行う。
- ・配食をした食器や調理器具を福信館にて洗い、片付ける作業を行う。
毎月第3火曜日 主催：ささしま共生会
- ・路上生活者を生む貧困問題を考え、路上生活者の状況改善について学習する。

（4）日本に住む外国人との交流を通じて支援する事業

〔目的〕日本語を学ぶ学生を対象に様々な支援を行うと共に、多文化共生に資する人材を養成する。

〔具体的計画〕

- ・日本語学校の学生を対象に毎週月曜日におしゃべり広場を実施する。
- ・日本語学校の生徒が母国の料理を作り交流する機会をつくる。

- ・一般市民を対象に「外国人が話す日本語サロン」を実施する。
- ・区役所等の登録の手伝い、バザー等への協力等を通し、名古屋大学留学生の支援を行う。

3. 子どもや青少年の健全な心身の育成に資する事業

【目的】

- ・より良い社会の形成のために子どもたちの健やかな成長を支援し、青少年のリーダーシップを育成する。
- ・青少年や若い女性が主体的に企画・運営に関わるプロセスを通して、社会の課題解決に取り組むと共にリーダーシップを育成する。

【具体的計画】

- ・沖縄スタディーツアーの実施
- ・沖縄の現状を知り、考えたことを共有する沖縄スタディーツアー報告会の実施
- ・ユースの平和に対する問題意識を主体的な活動につなげる平和プログラムの企画、運営

4. ボランティア養成事業

【目的】さまざまな人がボランティアとして主体的に関わり、自身の持つ才能、特技、知識を活かし活動することを通して、地域に貢献する人材を養成する。

【具体的計画】

- ・コーラス、書や絵、手芸、社交ダンス、などの特技や興味関心をいかし、様々な人が主体的に活動を行うと共にその成果を地域やYWCAを訪れる人々と共有する。
- ・世代を超えて交流し、YWCAの歴史や、キリスト教基盤、ボランティアとしての生き方を学ぶ。
- ・社会の課題をとらえボランティア活動を推進するとともに活動の調整を行う。
- ・大学生や中学・高校生などをインターンやボランティアとして受け入れ、活動の場を提供する。
- ・共感者を得て活動資金を生み出す活動に参加する機会を提供する。

II 個別相談等を通じて女性を支援する事業

【目的】女性へのカウンセリングや対人関係のためのトレーニングなどを通じて、女性が安心して生活し、社会で活躍するための環境を整備する

【課題と対策】

〈課題〉

- ① プログラム参加者の減少
- ② カウンセラーやファシリテーターの人材不足

〈対策〉

- ① 事業を広く知らしめるために、参加者や相談者に伝わりやすいSNSでの広報を実施していく。
- ② 専門家向けだけでなく、幅色い参加者のための一般向けのプログラムを増やす。
- ③ 次世代の人材養成について検討していく。

④ 現在実施しているプログラムを担当できる人材を養成する。

【基本方針】

- ・女性が安心して、生き生きと暮らせる社会を目指す。
- ・女性への暴力をなくすために支援活動や啓発活動をする。
- ・女性をエンパワメントするためのグループワーク・ワークショップ・学習会を実施する。
- ・フェミニストカウンセリングの視点で女性を支援できる相談・支援員を養成する。

【具体的計画】

- ・女性のためのカウンセリングの実施
- ・女性をエンパワメントするために私をひらくトレーニングを実施する
- ・女性の抱える心理的葛藤をテーマにした学習会や講演会の実施
- ・女性や子どもに対する暴力をなくすための講座、DV被害者を支援するための講座を実施する
- ・DV被害者支援のためのネットワークづくり、関係団体と協力関係を築く
- ・DV親子支援プログラムのための支援者養成講座を実施する
- ・「DV被害の啓発、デートDV防止」等の講師派遣
- ・女性のための付き添い・裁判支援の実施
- ・名古屋市DV親子支援プログラム等の受託事業
- ・寄付の拡大

Ⅲ 諸外国の言語及び文化を学習する機会を提供する事業

【目的】 語学講座を通じて国際的視野を広げ、国際相互理解と国際交流に貢献する人材を養成する。

1. 語学・教育事業

【目的】 語学講座を通じて国際的視野を広げ、国際相互理解と国際交流に貢献する人材を養成する。

【課題と対策】

〈課題〉

- ① 新規受講者の獲得
- ② 新規講師の採用
- ③ 社会貢献の創出

〈対策〉

- ① ・新しい年齢層の開拓を行い、それぞれの目的やレベルに沿った語学講座を開講する。
 - ・授業内容の向上のため講師と連絡を密にし、クラス現場の状況や課題を共有するとともに受講者に対しきめ細やかな対応に努める。
 - ・クラス、企画講座に適した受講層に伝わる広報の進め方や経路を充実させる。
- ② 講師の世代交代にあたり、語学教育の指導技術の継承・刷新を図る。
- ③ 医療通訳講座の他、語学教育を通して社会に貢献できる公益的な講座を企画し実施する。

【具体的計画】

- ・通常クラスは高校生以上対象のレベル別語学クラス、通訳クラス、テーマ別クラスを開講する。

- ・通常クラスでは対応できない人や小・中学生向けに、各人の目標、目的にあわせたプライベートレッスンをを行う。
- ・英語サロン、英語教育セミナーなど通常クラスにない特色ある短期講座を企画し実施する。
- ・受託事業として、公益財団法人海外帰国子女教育振興財団の外国語保持教室の運営に協力する。
- ・公益的な語学教育講座の開講に向けての検討と準備を進める。

2. 個別に配慮が必要な子どもを支援する事業

【目的】発達障がい等により個別に配慮が必要な子どもやその保護者及び支援者が抱えるさまざまな困難に関する啓発、障がいへの理解、個別相談、学習支援等を通じて、子どもたちの健やかな成長と発達を支援する。

【課題と対策】

〈課題〉

- ① タノシームの個別レッスンの充実
- ② 発達障がいの支援のための人材不足
- ③ 親への支援

〈対策〉

- ① タノシームの個別レッスンの講師や開催日程を増やすことを検討していく。
- ② 支援者の養成を検討していく
- ③ 発達障がい等、特別なニーズを持つ子どものためのキャンプ等で親への支援も含めたプログラムを検討していく。

【具体的計画】

- ・学習に困難を感じている子どもたちを支援する「タノシーム」を開講する。
- ・家族や支援者のための講座や講演会を開催する。
- ・学校生活や、就学に関する個別相談を受ける。
- ・キャンプを開催する。

IV 日本語教師を養成する事業

【目的】日本語教師を養成することを通じて国際相互理解と国際交流に貢献する人材養成する。

1. 日本語教師養成事業

【目的】日本語教師を養成することを通じて国際相互理解と国際交流に貢献する人材養成する。

【課題と対策】

〈課題〉

- ① 文化庁届出（2017年4月）に対応した講座運営
- ② 夜間の受講生減少

〈対策〉

- ① 職員の専門性を高めるために研修の機会を増やす
- ② 広報の充実

〔具体的計画〕

- ・日本語教師養成講座は、1年コース、2年コースを開講する。
- ・開講講演、日本語教育能力検定試験対策講座、教育実習基礎コース、「みんなの日本語」コース、その他コースを実施する。
- ・自治体・大学などへの日本語講師・日本語ボランティア養成講座講師派遣を実施する。

2. 日本に住む外国人生活者を支援する事業

〔目的〕永住化傾向にある外国人を対象として、生活に役立つ日本語・日本文化等の学習の機会や情報の提供、支援を行うと共に、これらを通じて地域の多文化共生に資する人材を養成する。

〔課題と対策〕

〈課題〉

日本語教室の継続

〈対策〉

行政との連携を図り、財政的な基盤確保を図る

〔具体的計画〕

- ・外国人家族のための子育てサポート教室「バンビーナ」（託児付き）を運営する。

3. 日本に住む外国人の子どもを支援する事業

〔目的〕日本に住む外国につながる子どもたちを対象として、日本語を中心に他の教科や日本の文化・習慣等を学ぶ機会を提供する。また多様なルーツを持つ子どもたちの支援を通してこの地域の多文化共生に寄与すると共に、日本語ボランティアのリーダーシップを養成することを目的とする。

〔課題と対策〕

〈課題〉

- ① 活動の発展のための次世代の中心メンバー養成
- ② 活動資金の確保

〈対策〉

- ① 活動内容を精査するとともに、メインメンバーが仕事として働けるようなシステムを作る。
- ② 寄付や助成金を確保し、「学校のための日本語準備コースGPC」のクラス数を増やす

〔具体的計画〕

- ・外国人子ども日本語教室「ガリ勉クラブ」「ガリ勉高校部・高校準備部」「ガリ勉漢字部」「ガリ勉作文部」「夜間部」「学校のための日本語準備コースGPC」を開催する。
- ・進学寄り添い支援を行う。
- ・外国人年少者支援のためのボランティア研修を行い、外国人年少者支援サポーターを養成する。
- ・経済的な困難を抱える家庭の子どもに対し、参加費免除（1期6人まで）や「ガリ勉奨学金」（1期3人まで）などの支援を行う。

V 日本語学校を運営する事業

【目的】日本語を母語としない者に日本語、日本文化等を教授するための日本語学校を運営することを通じて、国際相互理解と国際交流に貢献する人材を育成する。

【課題と対策】

〈課題〉日本語初学者の減少

〈対策〉

① 教育内容の充実

- ・講師会、本科連絡会等で教室内外での問題を共有し早急に解決を図る。
- ・教師の勉強会や学会などへの積極的参加を促す。
- ・進学希望者へのきめ細かい情報提供、進路指導を行う。

② 広報活動の充実

- ・ホームページの改訂
- ・SNSの活用

【具体的計画】

- ・本科コース、別科コース、夏期集中コース、日本語入門コース、日本語能力試験対策コースを実施する。
- ・少人数クラスにより、学習者の国籍、年齢、学習目的などの多様化に対応したきめ細かな日本語教育を行う。
- ・新規講師を採用する。
- ・講師による教科書検討と講師会発表により講師の資質の向上を図る。
- ・新規コースの開発を見据え教材、カリキュラムの検討、教授法の研究などを積極的に行う。
- ・開校30周年記念を企画する。

〈奨学金〉

従来の奨学金に加え難民を対象とした新たな奨学金プログラムを設置する。

【目的】日本語学校に在学する学生の勉学及び生活を、奨学金を支給することにより援助する。

【具体的計画】

- ・通常奨学金は、半年間で90,000円をおおよそ6名に支給する。
- ・難民奨学金は、国連難民高等弁務官事務所と国連UNHCR協会との協働により、難民もしくは難民に類するビザ取得者に対し本科1年間の授業料を免除する。
- ・名古屋YWCA学院日本語学校奨学金基金運営委員会により奨学金受給者の選考を行う。
- ・奨学金基金の充実と寄付金の増加を図るため広報活動に努める。
- ・日本語学校学生による社会貢献活動を行う。

VI 不動産賃貸等事業

【目的】地域に開かれた団体として、所有する建物のうち自主事業で使用していないフロアを個人または団体に貸与する。

【課題と対策】

〈課題〉築29年目となるビルのテナントとしての商品価値の維持

〈対策〉設備等の劣化への対応を万全にするなど会館管理委員会の協力を得て、引き続き既存テナントの満足度の向上に努める。

【具体的計画】テナント入居率100%を維持することにより資金の確保に努め以下を行う。

- ・会館管理委員会が計画している消防設備、放送設備等の修繕が滞りなく進められるようにする。
- ・みなし寄付の安定化を図り公益目的財政を支える。

VII その他この法人の目的を達するために必要な事業

■世界YWCA・日本YWCA 他

4月	世界YWCA日
5月	日本YWCA 加盟YWCAフェスタ及び中央委員会
6月	日本YWCA 新職員研修会
10月第3週	世界YWCA非暴力週間
10月	日本YWCA 中堅幹事研修会 全国幹事会「分科会」
11月第1週	世界YMCA・世界YWCA合同祈祷週
1月	日本YWCA 職員研修会

■事業の目的を達成するために以下の機関を置く

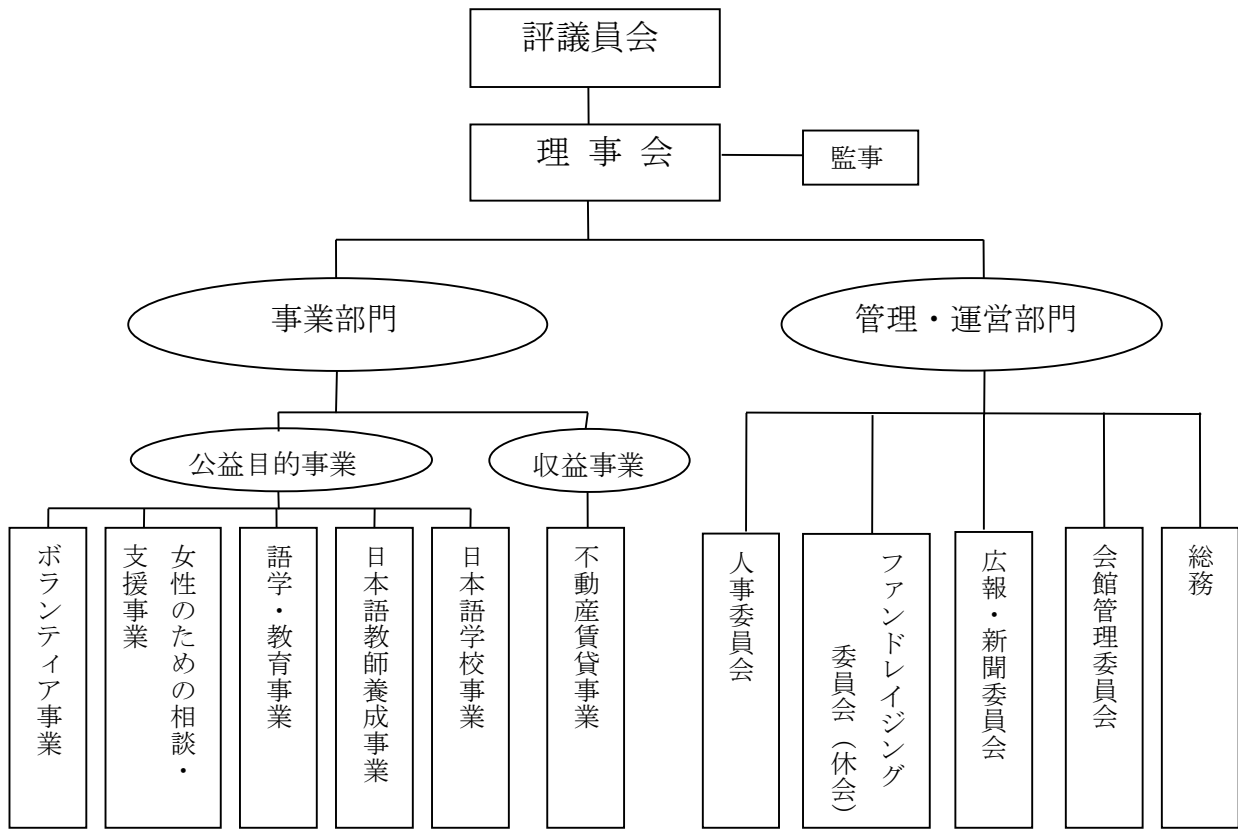
評議員会 理事会 人事委員会 広報・新聞委員会 会館管理委員会

2018年度 収支予算書
2018年4月1日から2019年3月31日まで

公益財団法人 名古屋YWCA					単位:円
科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益	0	0	10,000	0	10,000
特定資産受取利息		0	10,000		10,000
受取会費	1,195,500	0	995,500	0	2,191,000
正会員受取会費	995,500		995,500		1,991,000
賛助会員受取会費	200,000				200,000
事業収益	114,886,000	106,100,000	0	0	220,986,000
受取プログラム	3,655,000				3,655,000
受取カウンセリング	4,320,000				4,320,000
受託事業収益	11,751,000				11,751,000
子ども学習支援収益	7,391,000				7,391,000
受取入学検定料	371,000				371,000
受取入学金	2,001,000				2,001,000
受取授業料	57,067,000				57,067,000
受取設備維持料	771,000				771,000
受取教材料	3,711,000				3,711,000
受取別科申込金	960,000				960,000
受取別科授業料	20,603,000				20,603,000
受取教材販売	1,060,000				1,060,000
賃貸料収益		102,500,000			102,500,000
室・器具使用料収益		3,600,000			3,600,000
その他収益	1,225,000				1,225,000
受取補助金等	110,000	0	0	0	110,000
受取補助金等振替額	110,000				110,000
受取寄付金	4,853,000	0	503,000	0	5,356,000
受取寄付金振替額	4,853,000		503,000		5,356,000
雑収益	344,000	2,452,000	1,027,000		3,823,000
経常収益計	121,388,500	108,552,000	2,535,500	0	232,476,000
(2) 経常費用					
事業費	140,145,000	76,620,000		0	216,765,000
給料手当	31,868,000	4,849,000			36,717,000
雑給	3,732,000	1,487,000			5,219,000
福利厚生費	9,356,000	1,281,000			10,637,000
賞与引当金繰入額	1,142,000	101,000			1,243,000
講師費	45,576,000				45,576,000
講師交通費	3,613,000				3,613,000
教材費	2,660,000				2,660,000
図書費	40,000				40,000
プログラム費	5,679,000				5,679,000
子ども学習支援費	5,468,000				5,468,000
広告宣伝費	2,015,000	445,000			2,460,000
会議費	440,000	100,000			540,000
旅費交通費	260,000	35,000			295,000
事務費	1,012,000	120,000			1,132,000
通信費	928,000	263,000			1,191,000
資料研修費	265,000	10,000			275,000
指導者養成費	458,000				458,000
関係団体費	239,000				239,000
支払名古屋Y機関紙	321,000				321,000
管理委託費	4,671,000	12,196,000			16,867,000
減価償却費	4,770,000	14,267,000			19,037,000
消耗什器備品費	1,422,000	4,490,000			5,912,000
修繕費	1,450,000	6,480,000			7,930,000
光熱水料費	1,465,000	4,500,000			5,965,000
保険料	190,000	511,000			701,000
租税公課	2,400,000	10,841,000			13,241,000
支払寄付金	330,000				330,000
奨学金	1,240,000				1,240,000
報酬手数料	977,000	4,892,000			5,869,000
消費税	4,778,000	5,552,000			10,330,000
雑費	707,000	200,000			907,000
総会出席費用積立繰入	100,000				100,000
特別修繕引当金繰入額	573,000	4,000,000			4,573,000

管理費			13,211,000	0	13,211,000
給料手当			6,479,000		6,479,000
雑給			638,000		638,000
福利厚生費			1,663,000		1,663,000
賞与引当金繰入額			182,000		182,000
広告宣伝費			33,000		33,000
会議費			65,000		65,000
旅費交通費			119,000		119,000
事務費			91,000		91,000
通信費			85,000		85,000
資料研修費			2,000		2,000
指導者養成費			123,000		123,000
関係団体費			131,000		131,000
支払名古屋Y機関紙			46,000		46,000
支払負担金			347,000		347,000
支払日本Y加盟費			2,074,000		2,074,000
管理委託費			174,000		174,000
減価償却費			191,000		191,000
消耗什器備品費			294,000		294,000
修繕費			69,000		69,000
光熱水料費			64,000		64,000
保険料			7,000		7,000
租税公課			114,000		114,000
報酬手数料			107,000		107,000
雑費			86,000		86,000
特別修繕引当金繰入額			27,000		27,000
経常費用計	140,145,000	76,620,000	13,211,000	0	229,976,000
当期経常増減額	△ 18,756,500	31,932,000	△ 10,675,500	0	2,500,000
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
中科目別記載					0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
中科目別記載					0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	13,631,000	△ 13,631,000			0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,125,500	18,301,000	△ 10,675,500	0	2,500,000
法人税、住民税及び事業税		6,731,400			6,731,400
法人税等調整額		△ 1,404,267			△ 1,404,267
当期一般正味財産増減額	△ 5,125,500	12,973,867	△ 10,675,500	0	△ 2,827,133
一般正味財産期首残高	54,508,558	302,943,630	102,329,619		459,781,807
一般正味財産期末残高	49,383,058	315,917,497	91,654,119	0	456,954,674
					0
Ⅱ 指定正味財産増減の部					0
受取補助金等	110,000	0	0	0	110,000
受取地方公共団体助成金	10,000				10,000
受取民間助成金	100,000				100,000
受取寄付金	3,353,868	0	503,000	0	3,856,868
受取寄付金	3,353,868		10,000		3,363,868
受取維持費			93,000		93,000
運営協力金			400,000		400,000
一般正味財産への振替額	4,963,050		503,000		5,466,050
当期指定正味財産増減額	△ 1,499,182	0	0	0	△ 1,499,182
指定正味財産期首残高	7,805,343	15,478,290	191,090	0	23,474,723
指定正味財産期末残高	6,306,161	15,478,290	191,090	0	21,975,541
Ⅲ 正味財産期末残高	55,689,219	331,395,787	91,845,209	0	478,930,215

公益財団法人名古屋YWCA組織図



2018年2月発行